

令和7（2025）年度みよし市がんばる地域応援補助事業審査会 次第

日時 令和7（2025）年12月22日（月）

午後1時から午後2時30分まで

場所 みよし市役所3階 研修室1～3

1 あいさつ

2 団体プレゼンテーション

3 審査

4 事業採択について

5 その他

みよし市がんばる地域応援補助金提案事業採択申込団体一覧

- ・行政区同意なし 1件
- ・行政区同意あり 1件

団体名	事業		事業の同意が あった行政区等	予算			団体の 構成員	その他
	事業名	目的		事業年数 (補助申請額)	補助申請額 合計	総事業費		
みよし市郷土史研究会	みよし市の歴史かるたづくり事業	広くみよし市の一般市民の方にみよしの歴史に親しみをもつてもらうため、本会の活動で作成した「目で見るみよしの歴史」および町誌等を活用し、みよしの歴史にちなんだかるたの読み札・絵札を小中学生を中心とした一般市民から公募し、作製する。	-	・初年 (100,000円) ・2年 (100,000円) ・3年 (100,000円)	300,000円	657,000円	27名	
三好丘あおばサポーターズ	あおば行政区いやし隊	地域住民が活発に活動できる場所を提供し、交流を深めることで住民同士のつながりを強めることを目的とする。さらに、大地震などの災害に備えた訓練や、美化活動を通して、地域の環境を整備し、防災・防犯への意識を高めることで、安全で安心な地域づくりを推進することを目的とする。	三好丘あおば 行政区	・初年 (185,000円) ・2年 (185,000円) ・3年 (185,000円)	555,000円	555,000円	18名	中学生 のジュ ニアク ラブ約 40名
合 計				・初年 (285,000円) ・2年 (285,000円) ・3年 (285,000円)				

プレゼンテーション タイムスケジュール

13:00～13:10	(10分)	あいさつ・日程確認
13:10～13:13	(3分)	団体準備
13:13～13:20	(7分)	① みよし市郷土史研究会
13:20～13:30	(10分)	質問
13:30～13:35	(5分)	団体退場・採点・団体入場・団体準備
13:35～13:45	(10分)	② 三好丘あおばサポーターズ
13:45～13:55	(10分)	質問
13:55～14:00	(5分)	団体退場・採点
14:00～14:10	(10分)	休憩、事務局集計
14:10～14:25	(15分)	協議・採決
14:25～		まとめ

プレゼンテーション進行方法

1 申請者による説明（7分程度）



（申請者説明終了）

2 委員からの質問（10分）



（申請者退席）

3 採点（5分）



次の申請者

行政区同意なし 1団体

1 申請者による説明（10分程度）



（申請者説明終了）

2 委員からの質問（10分）



（申請者退席）

3 採点（5分）

行政区同意あり 1団体

休憩（10分）



休憩中に、提出いただいた採点表を事務局が集計し、委員へ配布。



委員全員で協議



補助金交付団体決定

みよし市がんばる地域応援補助金交付団体選考方法

1 書類審査

みよし市がんばる地域応援補助金提案事業採択申込書

2 プレゼンテーション

行政区の同意がない事業：1団体あたり**7分以内で**プレゼンテーションを行う。

行政区の同意がある事業：1団体あたり**10分以内で**プレゼンテーションを行う。

3 審査基準

審査項目	審査の着眼点
地域課題の妥当性	地域の課題を適切に把握しているか。
公益性	事業を行うことにより、地域全体の利益、活性化につながるか。広く地域に貢献する活動であるか。
主体性	地域の課題を自主的に企画し、自分たちでできることを行おうとしているか。
実効性	地域の活性化につながる活動であるか。
将来性	成果の広がりを期待できる活動であるか。
実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的、妥当であるか。事業が実現可能であるか。
地域性	行政区等と地域課題を共有し、活動の目的を相互に理解しているか。（行政区の同意がある事業の申込のみ）

4 審査方法

行政区の同意がある事業とない事業を分けて審査を行う。

(1) 各審査項目の着眼点に注意し、行政区の同意がない事業は6項目（全体で30点満点）、行政区の同意がある事業は7項目（全体で35点満点）で採点を行う。

- 5点・・・非常に優れている
- 4点・・・優れている
- 3点・・・普通
- 2点・・・やや劣る
- 1点・・・劣る

(2) 採点後、各委員の評価表を集計し平均点を出す。平均点が高い団体から順番に順位をつける。

(3) 同点の場合は、公益性、将来性及び実現性の平均点が高いものを上位とする。

(4) 集計後の平均点及び公益性、将来性及び実現性の平均点も同点の場合は、公益性の平均点が高いものを決定上位とする。

(5) (1)～(4)の方法で順位が決定しない場合は、委員で協議の上、順位を決定する。

(6) (1)～(5)の方法により順位決定した団体のうち、1点の評価がある団体については、最終順位決定において委員で協議するものとする。